

令和 6 年度 入学者選抜後期選抜募集要項

福島県立喜多方高等学校

〒966-0802 喜多方市字桜ガ丘一丁目 129 番地
電話 0241(22)0174

※ 後期選抜は、前期選抜により定員を充足しない場合に実施する。

1 対象学科及び募集定員

対 象 学 科	定 員	後 期 選 抜 募 集 定 員
全日制課程普通科	160 名	定員から前期選抜の合格者数を除いた数

2 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3 出願資格

本校への入学を出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。
ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和 6 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

4 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 出願期間

令和 6 年 3 月 15 日(金)から 3 月 18 日(月)までとする。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、令和 6 年 3 月 18 日(月)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会作成の用紙、ただし「学科」欄にはコース名を記入しない）
- ② 調査書（県教育委員会作成の用紙、ただし「志願学科」欄にはコース名を記入しない）
- ③ 受験票用紙（県教育委員会作成の用紙に、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会作成の用紙に、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

- ⑤ 令和6年度後期選抜志願者希望コース調査票（本校 Web ページよりダウンロードしたもの）

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
- ② 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ④ 受験票用紙（県教育委員会作成の用紙に、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会作成の用紙に、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

- ⑥ 令和6年度後期選抜志願者希望コース調査票（本校 Web ページよりダウンロードしたもの）

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」（県教育委員会作成の用紙）を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が出願する場合には、不足する入学検定料 1,250 円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校又は保健室等登校であった志願者は、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（県教育委員会作成の様式）を出願に際して提出することができる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

- (2) 提出期間は、令和6年3月15日(金)から3月21日(木)までとする。

郵送の場合には、3月21日(木)必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

8 県外等からの出願

県外等からの出願を希望する者は、事前に本校に問い合わせること。

9 願書受付

出願書類を受け付けた志願者には、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書（県教育委員会作成の様式）を交付する。志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

10 出願先変更

志願者は、令和6年3月19日(火)に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

- (1) 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願（県教育委員会作成の様式）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類を、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (2) 出願先変更に際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

11 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（県教育委員会作成の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（県教育委員会作成の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

12 選抜方法・選抜資料

中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は 135 点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容等は点数化しないが、内容については精査する。

(2) 面接

個人面接を実施する。面接の内容には中学校における数学、英語の学習活動の成果を問う内容を含む。点数化し、70 点満点とする。

(3) 作文

作文を実施する。与えられたテーマについて 600 字程度で自分の考えをまとめる。段階評価をする。

13 作文・面接の日時及び会場など

(1) 日 時 令和 6 年 3 月 22 日(金) 午前 9 時～

(2) 会 場 本校

(3) 日 程 受 付 8 : 15～8 : 30

点呼・諸連絡 8 : 30～8 : 50

作 文 9 : 00～9 : 50

面 接 10 : 05～

(4) 携 行 物 受験票・鉛筆（シャープペンシルも可）・消しゴム・上履き

(5) そ の 他 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

14 合格者発表

(1) 令和 6 年 3 月 25 日(月)午後 3 時以降に、本校において発表する。

(2) 合格者には、受験票と引き替えに合格通知書及び入学準備に必要な資料を交付する。

(3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

(4) 合格者の氏名や受験番号等の電話による問い合わせには応じない。

15 その他

(1) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（県教育委員会作成の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 「アドバンスト探究コース」の所属生徒数は 40 名程度を目安とするが、クラス編成等学校運営上の必要により変動することがある。

(3) 「令和 6 年度後期選抜志願者 希望コース調査票」において、「アドバンスト探究コース」「スタンダード探究コース」のいずれかを選択する。

コースの所属については、選択したコースへの所属を優先的に考えるが、合格者の状況等によっては、希望しないコースに所属する場合もある。希望のコースと所属が異なる場合、合格発表後に電話で意向確認を行うことがある。

なお、2 年次に開設する「キャリア探究コース」への所属については、入学後に改めて希望調査を行った上で決定する。

(4) 所属コースは令和 6 年 3 月 29 日(金)の新入生オリエンテーション時に発表する。